

平成27年(行コ)第3号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求控訴事件

控訴人 宮部慎太郎

被控訴人 鳥取市長

答弁書

平成27年9月17日

広島高等裁判所松江支部 御中

〒680-0023 鳥取市片原1丁目115番地カイナンマンション200号

菜の花総合法律事務所(送達場所)

tel 0857-25-0150 fax 0857-25-0151

(担当) 被控訴人訴訟代理人 弁護士 駒井重思



同 弁護士 今田慶太



同 弁護士 山崎優



同 弁護士 磯部紗希



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
との判決を求める。

第2 控訴理由に対する答弁

訴訟要件の存在は裁判所の職権調査事項であり、当事者の申立によって開始

されるものではない。訴訟要件の存否をめぐる当事者の指摘は職権調査の端緒となるにすぎない。

控訴人は、原審が最初から下味野地区内の土地及び家屋に対する同和対策減免措置の有無を判断しないという前提で審理が行われたなどと主張するが、そのような前提で審理が行われた事実はない。

対象となる同和対策減免措置の存在について立証責任を負うのは控訴人であり、これを果たせなかつたがゆえに敗訴するは理の当然である。

そもそも2年半以上にわたって審理が行われた主たる原因是、控訴人が対象となる同和対策減免措置の存在を証明するため、同和対策減免措置の対象区域を記した文書の文書提出命令を申し立てたからである。控訴人側の立証活動に多くの時間を要したものであるから、結果として立証に失敗したとしても十分な手続保障があったといえる。控訴人の批判は失当である。

以上のとおり、控訴人の主張には理由がないから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上